

# 勝浦市国民保護計画

平成19年1月  
千葉県勝浦市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	7
1	武力攻撃事態	7
2	緊急処理事態	8
第2編	平素からの備えや予防	9
第1章	組織・体制の整備等	9
第1	市における組織・体制の整備	9
1	市の各課等における平素の業務	9
2	市職員の参集基準等	10
3	消防機関の体制	13
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2	関係機関との連携体制の整備	15
1	基本的考え方	15
2	県との連携	15
3	近接市町との連携	16
4	指定公共機関等との連携	16
5	ボランティア団体等に対する支援	17
第3	通信の確保	17
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的考え方	18

2	警報等の伝達等に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5	研修及び訓練	24
1	研修	24
2	訓練	24
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害に関する平素からの備え	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	避難実施要領のパターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
5	避難施設の指定への協力	29
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	市における備蓄	31
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第3編	武力攻撃事態等への対処	34
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	事態認定前における国民保護連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	34
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	市対策本部の設置等	37
1	市対策本部の設置	37
2	通信の確保	43
第3章	関係機関相互の連携	44
1	国・県の対策本部との連携	44
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	44

3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	4 5
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 5
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 6
6	市の行う応援等	4 7
7	ボランティア団体等に対する支援等	4 7
8	住民への協力要請	4 8
第4章	警報及び避難の指示等	4 8
第1	警報の伝達等	4 8
1	警報の伝達等	4 8
2	警報伝達の方法	5 0
3	緊急通報の伝達及び通知	5 1
第2	避難住民の誘導等	5 1
1	避難の指示の通知・伝達	5 1
2	避難実施要領の策定	5 2
3	避難住民の誘導	5 5
第5章	救援	6 1
1	救援の実施	6 1
2	関係機関との連携	6 2
3	救援の内容	6 3
第6章	安否情報の収集・提供	6 3
1	安否情報の収集	6 4
2	県に対する報告	6 5
3	安否情報の照会に対する回答	6 5
4	日本赤十字社に対する協力	6 6
第7章	武力攻撃災害への対処	6 6
第1	武力攻撃災害への対処	6 6
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 6
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 7
第2	応急措置等	6 7
1	退避の指示	6 8

2	警戒区域の設定	7 0
3	応急公用負担等	7 1
4	消防に関する措置等	7 2
第 3	生活関連等施設等における災害への対処等	7 4
1	生活関連等施設の安全確保	7 4
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	7 4
第 4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	7 6
1	武力攻撃原子力災害への対処	7 6
2	NBC攻撃による災害への対処	7 8
第 8 章	被災情報の収集及び報告	8 1
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	8 2
1	保健衛生の確保	8 2
2	廃棄物の処理	8 3
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 4
1	生活関連物資等の価格安定	8 4
2	避難住民等の生活安定等	8 4
3	生活基盤等の確保	8 5
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 5
第 4 編	復旧等	8 7
第 1 章	応急の復旧	8 7
1	基本的考え方	8 7
2	公共的施設の応急の復旧	8 7
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	8 8
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	8 8
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 8
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	8 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 9

第5編	緊急処理事態への対処	90
1	緊急処理事態	90
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	90